

令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、女性デジタル教育・就労支援事業の実施にあたり、民間の創意工夫と柔軟な発想によって質の高い成果を得るために、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 業務名：令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業
- (2) 委託上限金額：6,085,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
(委託金額の内、ひとり親またはひとり親になる予定の受講者への伴走支援（個別サポート）の金額（1,089,000円を上限とする）を含む)
- (3) 業務期間：契約締結日から令和9年2月28日まで
- (4) 業務内容：別紙「令和8年度女性デジタル教育・就労支援業務業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に事業所を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 本事業に類似する業務実績があること。
- (7) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。

4 スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目	期日等
1 公募内容の公表（市ホームページ）	令和8年2月13日（金）

2	質問書の提出期限	令和8年2月20日（金）17時まで
3	質問に対する回答	令和8年2月26日（木）までに回答
4	参加申込書の提出期限	令和8年3月5日（木）17時必着
5	企画提案書等の提出期限	令和8年3月12日（木）必着
6	1次審査（書類審査）結果通知	令和8年3月19日（木）
7	プレゼンテーションの審査	令和8年3月25日（水）
8	審査結果の通知	令和8年●月●日（交付決定後）
9	委託契約締結	令和8年●月●日（交付決定後）

5 配布資料

配布資料は次の資料とし、糸満市ホームページにて掲載する。

- (1) 令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領
- (2) 令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号～様式第8号）

6 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和8年2月20日（金）17時まで
- (2) 提出方法 政策推進課あて電子メールにより提出すること。
E-mail: sankaku@city.itoman.lg.jp
- (3) 質問に対する回答
 - ① 回答 令和8年2月26日（木）までに質問者へメールにて回答
 - ② その他 市のHPにて全質問及び回答内容を公表

7 応募方法

- (1) 参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加申込書（様式第2号）を提出すること。

- ① 申込期間 令和8年2月13日（金）～令和8年3月5日（木）
- ② 提出書類 様式第2号
- ③ 提出方法 持参又は郵送（電子メール可）

④ 提出場所 下記参照

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案

① 提出期限 令和8年3月12日（木）

② 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	会社概要	様式第3号	6部
2	受託業務実績	様式第4号	6部
3	企画提案書	様式第5号	6部
4	見積書	様式第6号	6部
5	業務実施体制	様式第7号	6部
6	誓約書	様式第8号	1部
7	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3か月以内に発行されたものの写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税） の未納のない証明書	1部

※ 企画提案書類1～5は、1～5の順に紙製A4判ファイルに綴じ、提出書類ごとにインデックスを貼り付け、ページ番号を付すこと。1～5を綴じたファイルの表紙と背表紙に商号又は名称と「令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書」と記入すること。

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出場所 下記参照

8 見積要件

今回の企画提案にあたっては、6,085,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積ること。また、上記見積額の内、ひとり親またはひとり親になる予定の受講者への伴走支援（個別サポート）の費用（1,089,000円を上限とする）を見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

9 審査基準及び審査方法

(1) 選定方法

企画提案者の審査は、1次審査、2次審査を女性デジタル教育・就労支援事業に係るプロポーザル選定委員会において行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 選定方法の手順

(ア) 参加資格審査及び1次審査（書類審査）

参加資格要件及び「評価基準」に基づき、参加資格の適格性や企画提案内容の審査を選定委員会にて行う。事業者が4者を上回る場合は上位4位までの事業者に絞る。

1次審査（書類審査）結果は、令和8年3月19日（木）までに全事業者に電子メールで結果連絡を行う。

(イ) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査で選定された事業者に対し、「評価基準」に基づき選定委員会による2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

応募が1者のみであった場合においてもプレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。

なお、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高順位者を受託候補者として選定する。

① 日 時 令和8年3月25日（水）

※時間については、電子メールにて別途連絡する。

② 会 場 糸満市役所5階 5-d会議室

(3) プrezentation実施方法

- ① 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を30分（説明20分、質疑10分）以内とする。
- ② 1事業者につき、最大3名までの入室を認める。
- ③ プrezentationは、提出した企画提案書のみで行うこととする。なお、追加資料については、認めない。

(4) 評価基準

評価項目	着眼点・視点	配点
業務内容の理解度	<input type="radio"/> 業務の目的を十分に理解した提案であるか。 <input type="radio"/> 業務を円滑かつ効率的に行うための必要な知識や実績を有しているか。	20点
業務の実施体制	<input type="radio"/> 業務の実施に必要な知識・経験等を有する職員が配置されているか。	10点
提案内容の優良性	<input type="radio"/> 就業先でデジタル化やDXを推進できる人材の育成につながる具体的な提案であり、実現可能性に優れているか。 <input type="radio"/> 短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれるか。	20点

提案内容の独創性	○就業先でデジタル化やDXを推進できる人材を育成するうえで、実効性を高める観点での独自発想や提案が盛り込まれているか。 ○受講者への就労支援等、受講後のフォローアップまで含めた提案がされているか。	25点
業務成果の中立性	○適正及び公平な業務成果を示すことができるか。	10点
業務遂行の安定性	○スケジュールが適切で業務が遅滞なく実施されることが見込めるか。	10点
見積金額	○業務目的、内容に即した経費が明確かつ適切に計上されているか。	5点

1.0 審査結果の通知

審査結果については、国の交付金決定後に各提案事業者に対して文書にて通知する。

1.1 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。
なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

1.2 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不適当と認められた場合。

1.3 注意事項

- (1) 本公募型プロポーザルは、糸満市議会3月定例会に上程される令和8年度の本事業の予算の成立を前提に準備行為として行うものである。また、国の補助金を活用した事業であること等の諸状況を踏まえ、本公募型プロポーザルは今後、国から正式に交付決定を受けることを前提とした事前準備手続きでもあることから、予算の成立の可否、及び国からの交付決定の可否及びその内容等によって、契約を締結しない又は契約内容を変更する可能性がある。

- (2) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。
ただし、本事業の達成のために必要と認められるものについては、あらかじめ市と協議のうえ第三者に再委託することができる。

14 その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、糸満市契約規則第 38 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

15 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地 糸満市役所 4 階

企画部 政策推進課

TEL : 098-840-8122 FAX : 098-840-8157

Email : sankaku@city.itoman.lg.jp

受付時間 平日の 9 時から 12 時、13 時から 17 時まで（土日祝日を除く）